

台風被害に伴う労働基準等について

台風 19 号により長野県内では甚大な被害が発生し、復旧復興に向けた支援が続けられています。まずもって被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く日常生活が戻ってくることをお祈りいたします。

今回の災害で広い地域に様々な影響が出ていることと思います。中には、職員が被災されたという事業所や、利用者さんやそのご家族に被害があったという事業所もあるかもしれません。

労働関係の情報をお伝えしますと、厚生労働省は事業者・労働者からの問いに答える形で、「**台風 19 号による被害に伴う労働基準法・労働契約法に関する Q&A**」を公開しています。(最新：11 月 1 日版)

たとえば「台風による水害等により事業場が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、『使用者の責に帰すべき事由』による休業となるのか」(Q1-4)に対し、「天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、休業手当(平均賃金の 60%)の支払義務はありません」等と回答がされています。

その他、解雇の判断や賃金の非常時払い等についても掲載されており、災害時の労務対応について参考になりますので、今回は被害がなかった事業所も、ぜひ一度目を通しておくことをお勧めします。

([厚労省 HP](#) からご覧ください)

1 か月単位の變形労働時間制って？ ④

前回は「1 か月単位の變形労働時間制」における時間外労働(割増賃金)の考え方をお伝えしました。

さらに具体的に見ていきましょう。

第 1 週(1~7 日)：10 時間勤務×5 日=50h

第 2 週(8~14 日)：7 時間勤務×6 日=42h

第 3 週(15~21 日)：8 時間勤務×5 日=40h

第 4 週(22~28 日)：6 時間勤務×5 日=30h

第 5 週(29~31 日)：5 時間勤務×3 日=15h

このようなシフトを組んだ場合、月の合計勤務時間は 177 時間となり、31 日の月の上限 177.1 時間に収ま

っているのです。まず問題ありません。

たとえば第 1 週のある日に残業をした場合、初めから 1 日 8 時間を超えるシフトになっていますので、**超過した時間はすべて割増対象の残業**となります。

第 2 週のある日に 1 時間の残業をした場合、日で見ると 8 時間以内ですが、**週の所定労働時間が 40 時間を超えていますので、これも割増対象の残業**ということになります。

さらに月末の 31 日に 1 時間残業をした場合、日と週でみれば法定内なのですが、月の勤務(すでに割増対象となった時間を除く)が 178 時間となり上限の 177.1 時間を超えることとなりますので、**超えた分(0.9 時間)は割増対象**となるのです。

これだけでも、かなり煩雑なチェックと計算が必要なことがお分かりいただけると思います。

毎月このような確認をし、厳密に「法定内残業」「法定外残業(割増)」と分けていくのは非常に難しいといえます。そこで、シフトで定められた時間(所定労働時間)をオーバーした分はすべて割増を付ける、といった方法を取っている事業所も多く見受けられるのです。

次回へ続きます

セミナー開催しました！

「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2019 Part1」を、10 月 24 日、長野市で開催いたしました。

「働き方改革」の時代に求められる労務管理「キャリアパスをベースにした人事管理と特定処遇改善加算」についてお話ししました。たくさんのご参加、ありがとうございました。

第 2 弾は年度末(2 月末~3 月初旬)を目途に開催を予定したいと思っています。またご案内しますので、よろしく願いいたします！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：mail@sugiyama-sr.net